

秋田県新型コロナ対策認証基準新旧対照表

	新	旧
⑥	(削除)	レジ(フロント)と利用客等の間に、パーティション等(アクリル板、ビニールカーテン等の仕切りにより、飛沫を防止出来るもの)を設置している。
⑧	(削除)	利用客に対して「秋田県版新型コロナ安心システム」の利用を促すか、連絡先の記載を行う体制を取っている。
⑪	店内清掃を徹底し、多くの人の手がよく触れる箇所(ドアノブ、券売機、セルフドリンクコーナー等の設備)の消毒を頻回実施している。さらにテーブル、カウンター、椅子、メニュー、タッチパネル、ベルや調味料ポットなど卓上においてあるものについては、 <u>適時消毒を行う。</u>	店内清掃を徹底し、多くの人の手がよく触れる箇所(ドアノブ、券売機、セルフドリンクコーナー等の設備)の消毒を頻回実施している。さらにテーブル、カウンター、椅子、メニュー、タッチパネル、ベルや調味料ポットなど卓上においてあるものについては、 <u>利用客が入れ替わる都度に消毒を行う。</u>
⑱	(削除)	トイレの蓋を閉めて汚物を流すように掲示で要請をしている。
㉓	感染した、もしくはその疑いのある者は、 <u>出勤しないよう徹底する。</u>	感染者、濃厚接触者及びその疑いのある者は、 <u>自宅待機するなど就業を制限している。</u>
㉔	体温測定及び体調確認をし、異常がある場合は、 <u>出勤しないよう呼びかける。</u>	出勤時に体温測定及び体調確認をし、異常がある場合は、 <u>就業を制限している。</u>
⑳	従業員又は利用者の感染が判明し、保健所の指示・調査等がなされた場合は、 <u>必要な対応・協力を行う。また、当該施設において感染拡大防止策を講じる。</u>	従業員の感染が判明した場合や感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設を媒介とした感染拡大防止策を講じるとともに、 <u>感染可能期間に利用した顧客の名簿を提出するなど、保健所の調査等に協力する。</u>